

堺市グリーンイノベーション投資促進補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

申請人

様

堺市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	堺市グリーンイノベーション投資促進補助金
補助金交付金額	円		
交付予定期 及び金額	分割	年度(年 月)	円
		年度(年 月)	円
※ただし、交付の時期は事情により変更することがある。			

1 補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、資格認定の通知を受けた日から2年を経過する日の属する年度の末日までに、補助対象事業で整備した研究所、生産拠点若しくは脱炭素エネルギー供給拠点において事業を開始し、又は革新的設備を稼働させること。
- (2) 補助金はその目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 規則の規定に従うこと。